

令和6年度 練馬区保育サービス指導検査実施方針・実施計画

1 策定根拠

練馬区保育所等指導検査実施要綱（平成27年7月23日27練教こ保第699号）第6条および練馬区家庭的保育事業等指導検査実施要綱（平成27年7月23日27練教こ保第697号）第6条

2 基本方針

指導検査は、子ども・子育て支援法、児童福祉法その他の法令等の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業（家庭的保育事業等）ならびに特定子ども・子育て支援施設の適正かつ円滑な運営および保育サービスの質の確保ならびに施設型給付費（委託費）、地域型保育給付費等の適正化を図ることに主眼を置いて実施する。

3 一般指導検査

施設または当該施設を運営する法人等の事務所に赴き、実施する。

（1）一般指導検査の重点項目

ア 運営関係

（ア）職員の確保および処遇

- a 職員配置基準に定める職員の員数および資格を満たしているか。
- b 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- c 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- d 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

（イ）安全対策の徹底

- a 在籍児に見合う基準面積が確保されているか。
- b 安全計画に基づく安全措置（研修および訓練等）の実施および消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

イ 保育内容関係

（ア）保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）の徹底

- a 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した適切な保育が行われているか。

- b 保育所保育指針に基づく全体的な計画および指導計画の作成等がなされているか。

（イ）児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- a 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- b アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

（ウ）安全対策の徹底

- a 乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- b 食事中の誤嚥および窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

c プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。

d 上記 a から c までにかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。

e 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

ウ 会計関係

(ア) 適切な会計処理の徹底

a 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。

b 計算書類等が適正に作成されているか。

c 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(イ) 管理組織の確立

a 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

b 資産管理が適正に行われているか。

(ウ) 契約事務の適正化

a 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。

b 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

(エ) 施設型給付費（委託費）、地域型保育給付費等の請求および使途が適正か。

(オ) 利用者負担金の取扱いが適切か。

(2) 一般指導検査対象施設等の選定

6 実施計画(1)の対象施設については、以下のとおりとする。

ア 選定方針

令和6年4月1日時点で現存する施設から選定する。ただし、年度途中に開設した施設については、必要があると認められる場合、指導検査の対象とする。

イ 選定基準

(ア) 苦情等が多く寄せられている施設またはその内容から運営状況の確認を要する施設

(イ) 新規の開設または開設2年目の施設

(ウ) 当該施設を運営する社会福祉法人が区の法人監査の時期に当たる施設

(エ) 東京都が指導検査または立入調査を実施する施設

(オ) その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

4 集団指導

指導対象となる施設に対し、動画配信等の方法により行う。

(1) 集団指導の重点項目

ア 運営に関する基準について

イ 指導事例等について

(2) 集団指導対象施設の選定

ア 選定方針

令和6年4月1日時点で現存する施設から選定する。ただし、年度途中に開設した施設については、必要があると認められる場合、集団指導の対象とする。

イ 対象施設

(ア) 特定教育・保育施設

(イ) 特定地域型保育事業

a 家庭的保育事業

b 小規模保育事業

c 事業所内保育事業

(ウ) 特定子ども・子育て支援施設等

a 認可外保育施設

b 一時預かり事業

5 関係団体等との連携等

(1) 情報提供

指導検査の結果等を東京都に提供することにより、情報の共有化および指導検査の効率化を図る。

(2) 東京都との合同検査等

児童福祉法に基づく東京都の指導検査と、子ども・子育て支援法に基づく区の指導検査を合同で実施する。このほか、東京都が実施する指導検査に立ち会う。

(3) 社会福祉法人係との連携

ア 一体的検査

練馬区が所轄する社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、社会福祉法人と施設との一体的検査を実施する。

イ 会計検査

指導検査の効果を高めるため、社会福祉法人が設置している施設の指導検査の検査員に社会福祉法人係の職員を充てるなど、必要な連携を行う。

(4) 関係部課等との連携

指導検査の実施等においては、保育課等の関係部署等との情報交換を十分図るとともに、指導検査の効果を高めるため、必要に応じて指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行う。

6 実施計画

(1) 一般指導検査

対象施設数 157施設

個別の対象施設については、別に定める。

(2) 集団指導

上記4(2)の施設を対象に実施する。

(3) 実施時期

ア 一般指導検査

令和6年5月から令和7年2月までの間で実施する。対象施設ごとの実施時期については、別に定める。

イ 集団指導

令和7年3月（予定）

(4) その他

感染症拡大防止のため、基本的な感染症対策の徹底を図った上で、対象施設に対する指導検査の実施について、適切に対応する。